■ 医師が記入した登所許可書が必要な感染症

医師の登所許可書

登　所　許　可　書

保育所長様

入所児童氏名

年　　月　　日生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

	麻しん（はしか）		流行性角結膜炎
	風しん		百日咳
	水痘（水ぼうそう）		腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111 等）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		急性出血性結膜炎
	結核		侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	咽頭結膜熱（プール熱）（アデノウイルス感染症）		

年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医師名　　印またはサイン

---------- キリトリセン ----------

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻しん(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である)
急性出血性結膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(－)としている。